

平成 20 年徳島駅伝 小松島市での再スタート

新春路の快走

選手の皆さん感動をありがとう



第78号 平成20年2月5日発行

一般廃棄物処理業務P2 ~ 4委託契約に関する意見書P2 ~ 4常任委員会報告P5一般質問(10名)P6 ~ 13請願P13意見書P14賛否表P15私の政治信条・3月定例会日程P16

般廃棄物処理業務委託契約に関する意見書

平成十九年十二月二十一日、本会議において採択し市長まで提出しました

1 調査した事件につい

- 1 三千百五十万円について 般廃棄物(プラスチック類)処理業務委託料 平成十一年三月三十日付で支払われている
- 和五十九年四月二日から平成十二年三月三十一 れの算出基盤が不明瞭であると疑われる件につ 三十日までの十年間債務負担行為)で、それぞ 般廃棄物(プラスチック類)処理業務委託契約 十八年三月三十一日まで単年度随意契約)と一 業務委託契約(平成十二年四月一日から平成 日まで)、一般廃棄物(不燃ゴミ類)分別処理 (平成十一年十一月一日から平成二十一年六月 一般廃棄物(ゴミ) 最終処分業務委託契約(昭

2 現在までの経過

 \bigcirc

臨時会(八月十七日

特別委員会」を設置、八名の委員で構成する。 臨時会を開会し、「一般廃棄物処理業務調査

副委員長——石原 委員長—出口憲二郎

> 委 建治、木村 剛之、

センター所長)からの報告を受け、今後の当委 経過内容と、行政側(市民環境部長、 十一年当時の関係者(前市長、元助役初め、行 員会の方針を決定。また、次回委員会に、平成 この問題に関する「文教厚生常任委員会」の 第一回委員会 (八月二十一日) 環境衛生

第二回委員会(八月三十一日)

考人として出席要請をすることを決定。

政側より四名、業者側より二名の方々)に、参

時の状況の聞き取り調査を実施し、関連資料の 出席要請をした六名の方々は、いずれも欠 よって、六名の方々に対して質問状を郵送 回答を求めることに決定。行政に対して当

第三回委員会(九月十三日

の方々の発言についての報告を受けた。 政側四名の方々の回答はなかった。市が実施し して、業者側二名の方々の回答はあったが、行 た聞き取り調査に対して、当時の市関係者四人 前回の委員会で決定した文書による質問に対

第四回委員会(九月二十七日)

要請した。(十月十日現在、 説明を受けた。あわせて委員会への出席を再度 第五回委員会(十月二十六日 現地調査を実施し、非公式ながら業者からの 出席の確認とれず

求める作業に入る。 行政に対する質問事項をまとめ、 調査回答を

第六回委員会(十一月五日

般廃棄物(プラスチック類)処理業務委託料に 報告を求めた。 ついて」、「中間処理業者による経費明細書につ いて」等の十項目に及ぶ要請書を市長に提出し、 「平成十一年三月三十日に支払われている一

度、当時の関係者(行政側四名、 ク処理業務委託に関する事項の報告を受け、再 に参考人として出席要請をすることを決めた。 第七回委員会(十一月二十八日 第八回委員会(十二月四日 第六回委員会における十項目の廃プラスチッ

台を正副委員長で作成し、議員全員協議会で議 員の意見を得ながら、十二月定例会に臨むこと の意見を参考に委員会としての意見書のたたき 出席要請をした六名はいずれも欠席。各委員

\bigcirc 委員会より作成してきた報告書及び意見書案文 を求める意見書を提出することを決定。 しての中間報告を提出の上、行政へ更なる調査 について協議した。 第十回委員会(十二月十 第九回委員会(十二月十四 完成した意見書案を、 十二月定例会閉会日において、特別委員会と

第八回

 \mathbb{H}

九 Н

をもとに、今後の調査の方向性を決定した。 の了承を得た上で、各議員から得た様々な意見 員協議会において示し、閉会日に提出すること 同日開催された議員全

-成十九年十二月二十一日

長まで提出し、本会議において採決し、これを として採択し、市長まで提出した。 一般廃棄物処理業務委託契約に関する意見書 一般廃棄物処理業務調査中間報告書」を議

3 査概要と結果について

委託契約について 般廃棄物 (プラスチック類) 処理業務

節 項 に着手届が提出されている。その後、同年三月 小松島リサイクルセンターから小松島市長宛 と契約が交わされ、 十一年一月四日(有)小松島リサイクルセンター 料)として、三千百五十万円が議決され、平成 ラスチック類) 一十五日に委託業務完了検査請求書が(有)小 平成十年十二月議会において、一般廃棄物 業務委託料、 目 処理業務委託契約 細々節プラスチック処理委託 塵芥処理費、 同時に同年同月同 委託 H 衛生費、 料、細 (有) プ

> れ、 り業務完了承認書が(有)小松島リサイクルセ 出された。 れている。 契約解消返納金として三千百五十万円が納入さ イクルセンターより本市環境衛生センター宛に る。そして、同年六月九日に(有)小松島リサ センターに対し三千百五十万円が支払われてい ら小松市長宛に三千百五十万円の請求書が出さ 同月同日に(有)小松島リサイクルセンター ンター宛に発行されている。それを受けて同年 衛生センター所長、承認者 松島リサイクルセンターから小松島市長宛に提 同年同月三十日に(有)小松島リサイクル 同時に同年同月同日、検査員 環境衛生部長によ か

①-2. 支出命令書について 結果、 め、 了を承認した事については言及を避けている。 の実態が無かったことを認めているが、業務完 承認者である環境衛生部長についても処理業務 いないと証言している。又、業務完了承認書の たものであって、具体的内容については覚えて 本人以外の担当職員からの報告に基づき作成し 環境衛生センター所長は具体的検査については て、行政側の聞き取り調査によると、検査員 れたのかは不明である。業務完了承認書につい が、契約解消についての書類等が存在しないた 理業務の実態が全く無かったためとされている 円が返納された理由となる契約解消について処 ていないことが判明した。また、三千百五十 この処理業務の実態の有無について、 利息や違約金等についてどのように処理さ 業務委託契約上の処理業務は全く行われ 調 査 万

本件の委託料三千百五十万円の支払いの根拠

も本来の会計処理とは大きく異なる。 日が平成十一年三月二十五日である点について が平成十一年三月十八日、業者からの請求年月 年月日」が平成十一年三月十七日、「審査年月日 となる支出命令書について、本書記入の「命令

る。 の欄に日付印が押され、 れ、適正であると認められると「審査年月日」 日付印を押す。その後、 が届くと受け付けとして「命令年月日」の欄に の稟議を回し、会計課に支出命令書と関連書類 担当課において書類を整え、係長から市長まで 本来であれば、業者から請求書が提出さ 業者に支払いが行われ 会計課で書類を審査さ れ

同年同月三十日に支払われた。 その後 成十一年三月十八日である。業者からの請求は 課において審査が終了した「審査年月日」が平 長まで稟議し、 「命令年月日」が平成十一年三月十七日、会計 本件においては、 (平成十一年三月二十五日)に提出され 会計課において受け付けられた 担当課より支出命令書を市

いる。 あり、契約満了日に支払っていることになって 課において書類審査完了後に業者からの請求が 長までが支払いを容認し、それを踏まえて会計 契約終了満了日の約二週間前に、 即ち、 業者からの請求が無いにも関わらず、 担当課から市

2—1. 一般廃棄物 平成十八年三月三十一日まで毎年契約)におい 三十一日まで)及び一 約(昭和五十九年四月二日から平成十二年三月 分別処理業務委託契約(平成十二年四月一日付 (J 3) 般廃棄物 最終処分業務委託契 (不燃ゴミ類)

ち、不明瞭な項目についてている「中間処理業者による経費明細書」のうて、平成四年四月一日の契約より毎年添付され

市 その設置するリサイクルセンターに甲 容 するのは架空計上の疑いがある。 費が発生する余地はないにもかかわらず、 焼却処理するものとする。とあり、 り搬送のあった可燃ゴミを環境衛生センターで 境衛生センターに搬送するものとし、 いては埋め立て処理、(3)については、 のうえ、(1)については自己処分、 ゴミ、(3)可燃ゴミ、 資源化不燃ゴミ、(2) されている。これは、契約書の第一条の業務内 から平成十一年)七年間、 営業費のうち廃棄物処理費として(平成) が収集し、搬入する一般廃棄物を(1)再 乙 ((有) 小松島リサイクルセンター)は 等にそれぞれ選別分別 再資源化できない不燃 年額二百万円が計上 廃棄物処理 2 甲は乙よ (小松島 市環 につ 算出 五年

のではないか。

現存する書類では、平成四年から平成十一年ま現存する書類では、平成四年から平成十一年まで工場棟二棟三百㎡分、千四百四十万円の十分の一を毎年支払ったことになるが、業務については平成四年以前から行っており、工場棟については十年を超えて支払っていた可能性があるのではないか。

五万円に、諸費五十万円から二百五十八・四万から二十五万円に、修理費六十万円から百五十費を前年(平成十一年)比較で消耗品費、修理費、諸別委託処理業務における中間処理業者による経別委託処理業務における中間処理業者による経別委託処理業務における中間処理業者による経別委託処理業務における中間処理業者による経

すれば減額されていなければならない。円にそれぞれ増額している。委託業務内容から

反しているおそれがある。

及之スチロール減溶固化設備について、要成十九年十二月十四日の現地調査において、関成十九年十二月十四日の現地調査において、関成十九年十二月十四日の現地調査において、関成十九年十二月十四日の現地調査において、関がは認められず、仕様書及び契約書の内容に違跡は認められず、仕様書及び契約書の内容に違いるが表しているおそれがある。

当な算出とは思われない。

北持補修費のうち、電力費 月額百万円は妥当な算出とは思われない。

京託品費 (機械修理費月額百三十三・三万円、消耗品費 (機械修理費月額百三十三・三万円、消耗費月額百五十三・四万円) 合計年額

北道料、月額五・八万円、年額七十万円は妥

北道料、月額五・八万円、年額七十万円は妥

十一月一日付~平成二十一年六月三十日まで)ラスチック類)処理業務委託契約(平成十一年三月三十一日まで毎年契約)と一般廃棄物(プ委託契約(平成十二年四月一日付~平成十八年②—3. 一般廃棄物(不燃ゴミ類)分別処理業務

複している疑いがある。 複している疑いがある。 複二千九百八十五万四千円)と運営労務費(七 費・運営労務費において、人件費(六人分、年 費・運営労務費において、人件費(六人分、年 設費及び維持管理等委託費明細」のうち、人件 している疑いがある。

4 所見

持管理等委託費明細」について

議会に対して報告を求めるものである。

平成十一年三月三十日付で支払われている一平成十一年三月三十日付で支払われている一平成十一年三月三十日付で支払われている一平成十一年三月三十日付で支払われている一平成十一年三月三十日付で支払われている一平成十一年三月三十日付で支払われている一平成十一年三月三十日付で支払われている一

月末日までに回答を願います。 後の対応についての考え方も併せて、 り調査、 事項について、 務委託契約で、それぞれの算出基盤が不明瞭であ て報告を求めるものである。 めると共に、事実関係を解明の上、 ると疑われる件についても、 委託契約と一般廃棄物 また、一般廃棄物 及び関係諸帳簿、 再度〇B職 (不燃ゴミ類) (プラスチック類) 員、 関係書類等の提出を求 本意見書に列記した 業者よりの聞き取 分別処理業務 行政当局の今 平成二十年 議会に対 処理業